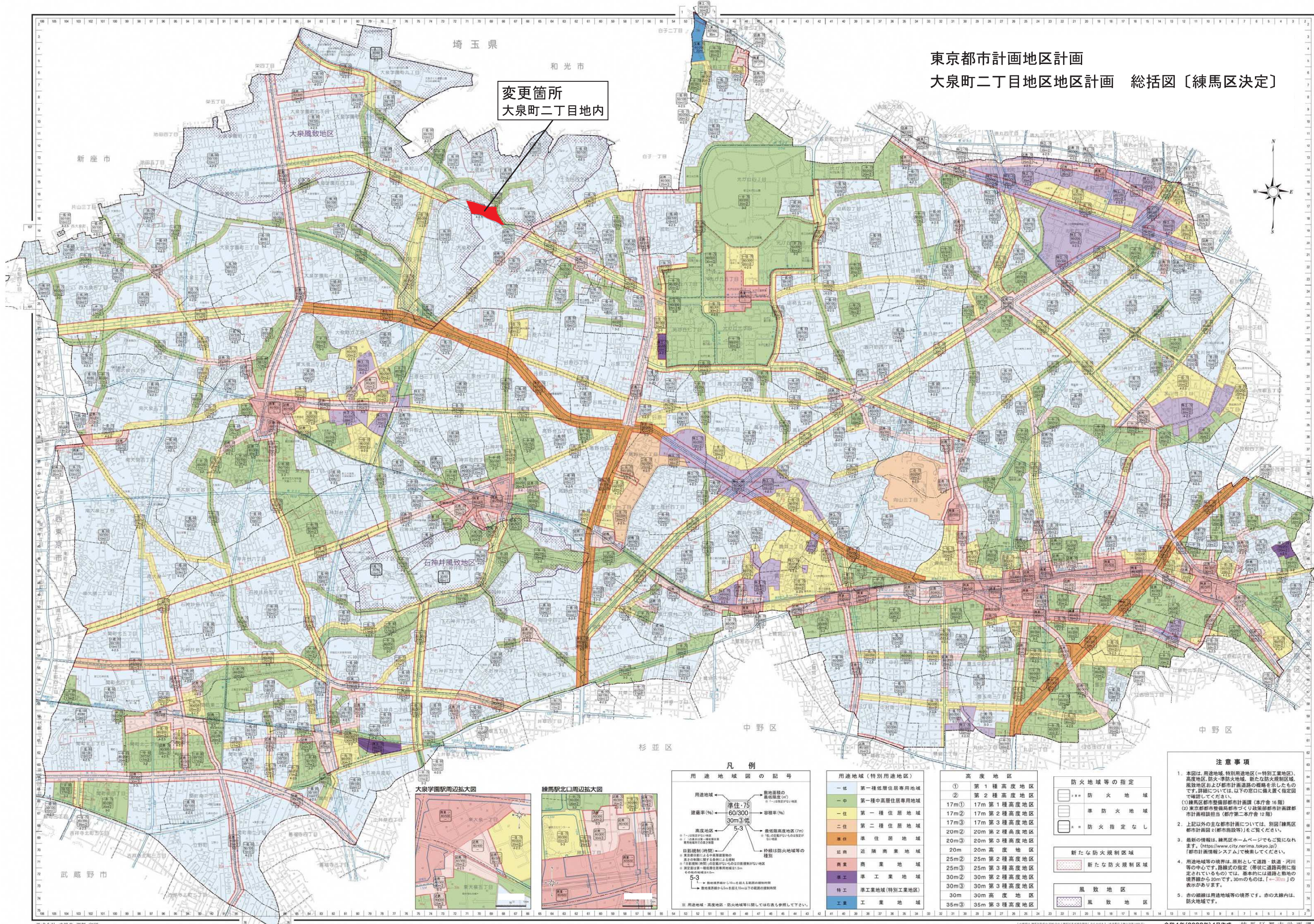


東京都市計画地区計画  
大泉町二丁目地区地区計画 総括図〔練馬区決定〕



変更箇所  
大泉町二丁目地内



凡例

用途地域図の記号

用途地域	→	建蔽率(%)	→	容積率(%)
居住-75	→	60/300	→	5-3
30m3低	→		→	

高度地区

①	→	最低高度地区(7m)
②	→	最低高度地区(15m)
③	→	最低高度地区(20m)

防火地域等の指定

■	→	防火地域
□	→	準防火地域
□	→	防火指定なし

新たな防火規制区域

■	→	新たな防火規制区域
---	---	-----------

風致地区

■	→	風致地区
---	---	------

用途地域(特別用途地区)

一低	→	第一種低層住居専用地域
一中	→	第一種中高層住居専用地域
一住	→	第一種住居地域
二住	→	第二種住居地域
準住	→	準住居地域
近商	→	近隣商業地域
商業	→	商業地域
準工	→	準工業地域(特別工業地区)
工業	→	工業地域

高度地区

①	→	第1種高度地区
17m①	→	17m第1種高度地区
17m②	→	17m第2種高度地区
17m③	→	17m第3種高度地区
20m②	→	20m第2種高度地区
20m③	→	20m第3種高度地区
20m	→	20m高度地区
25m②	→	25m第2種高度地区
25m③	→	25m第3種高度地区
30m②	→	30m第2種高度地区
30m③	→	30m第3種高度地区
30m	→	30m高度地区
35m③	→	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

■	→	防火地域
□	→	準防火地域
□	→	防火指定なし

新たな防火規制区域

■	→	新たな防火規制区域
---	---	-----------

風致地区

■	→	風致地区
---	---	------

- 注意事項
1. 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご来館いただくかご確認ください。
    - (1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
    - (2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画係担当(都庁第二本庁舎12階)
  2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図」(都市施設等)をご覧ください。
  3. 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.maizumi.tokyo.lg.jp/)「都市計画情報システム」で検索してください。
  4. 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心線、路線式の指定(帯状に道路等に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。基本的には「30m」の表示があります。
  5. 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。

